

# 東京成徳大学

平成 20 年度 大学機関別認証評価  
評価報告書

平成 21 年 3 月

財団法人 日本高等教育評価機構



## 東京成徳大学

### 認証評価結果

#### 【判定】

評価の結果、東京成徳大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしていると認定する。

#### 【認定期間】

平成 20(2008)年 4 月 1 日から平成 27(2015)年 3 月 31 日までとする。

#### 【条件】

特になし。

### 総評

「徳をなす人間の育成」という建学の精神に基づいて、平成 5(1993)年「共生とコミュニケーション」が大学の基本理念と定められ、それを具現化する形で大学の使命・目的が明確に規定されている。これらは「学生便覧」「大学案内」、ホームページなど様々な媒体を通して学内外に示されるとともに、大学行事などを利用し学内外に周知が図られている。

基本的な教育研究組織は 3 学部 1 研究科で、大学の使命・目的を達成するための規模と構成は適切であり、各組織は「大学運営委員会」などを通し相互の関連性を保っている。教養教育は学部によってその内容が若干異なるが、組織上の位置づけや責任体制は確立している。教育研究に関わる意思決定組織は適切に機能しており、大学の使命・目的及び学習者の要求に十分に応えている。

学部・研究科ごとの教育目的・目標は設定されており、その達成のため教育課程の体系的な編成が適切に行われている。学生にとって必要な学習量の確保や教育評価も適切に行われており、評価結果も有効に活用されている。

アドミッションポリシーは明確にされ、それに沿って入学試験などが適切に運営されている。一部に入学定員未充足の学科はあるが、新学科開設も含めた学部再編など学生確保の全学的な取組みがなされている。クラス担任制度など学生に対する学習・生活支援の体制は整備されており、学生の意見をくみ上げ、支援体制の改善に努めている。また、独自のキャリア教育、就職支援を展開している。

大学設置基準の要件を上回る専任教員が、教員構成上のバランスをとりながら適切に配置されている。教員の採用・昇進の方針は明らかで、規程に基づき運用されている。教員の教育担当時間は適切であり、教育研究支援体制も整っている。研究費の配分や学生の授業評価など教育研究を活性化する取組みもなされている。

大学の目的を達成するために必要な職員が適切に配置され、職員の採用・昇進などの方針も明確に示され、規程に従って運用されている。職員研修や SD(Staff Development)も実施され、職員の資質向上のための取組みがなされている。教育研究支援のための事務体制も整備されている。

大学の目的を達成するための管理運営体制は整えられ、適切に機能している。管理部門

と教学部門の連携も十分にとられており、自己評価の結果は各学部・学科の運営に反映されている。

財務状況については、大学全体として収支バランスがとれた運営がなされており、会計処理や財務情報の公開も適切になされている。外部資金導入にも積極的に取り組んでいる。

各キャンパスは教育研究の目的達成のため十分に整備されている。施設設備等は適切に維持、運営され、安全性が確保されるとともに、バリアフリー化、充実した体育関連施設など快適な教育環境を整え、有効に活用している。

単位互換制度の利用や海外留学制度への学生参加は伸び悩みの傾向である。しかし、大学の持つ物的・人的資源を地域社会に提供する努力がなされており、多方面にわたる大学と地域社会との協力関係が構築されている。この点に関する外部の評価は高く、よい教育効果も生んでいる。これらは特記事項でも述べられており、大学の個性的で特色ある優れた教育研究活動として、さらなる充実・発展が期待される。

社会的機関として必要な組織倫理に関する規程が整備されており、規程に基づいた運営が行われている。「防災訓練マニュアル」を作成して訓練を実施するなど危機管理体制の整備に努めている。「研究紀要」「研究年報」など研究成果は定期的に公開されている。

学生確保やキャンパス間の連携については今後も継続的な努力を要するが、総じて優れた教育研究活動や社会貢献が行われており、優れた点は指摘できたが、特に改善すべき点はなかった。参考意見は、今後より質の高い高等教育機関として向上・発展するうえで参考にされたい。

## 基準ごとの評価

### 基準 1 . 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的

#### 【判定】

基準 1 を満たしている。

#### 【判定理由】

平成 5(1993)年、大学開学に際して、「徳をなす人間の育成」という建学の精神に基づいて、「共生とコミュニケーション」が大学教育の基本理念と定められた。建学の精神は「学園のシンボルマーク」によってわかりやすく表現されており、建学の精神や大学の基本理念は入学式やオリエンテーションなどさまざまな機会を利用し、また「学生便覧」「大学案内」、ホームページなど様々な媒体を通して学内外に示されている。

建学の精神と大学の基本理念を受けて、それを具現化する大学の使命・目的は、「人間理解、多文化理解、自己表現の豊かな人間づくり」と定められており、それらは教育体系に適切に反映されている。大学の使命・目的は「学生便覧」や「大学案内」などの印刷物、ホームページを通して学内外に周知が図られている。また、このほか大学行事などの機会を利用し、学長などがこれらを学内外に広く説明している。こうした一連の取組みとその改善・工夫の努力は、学内外の理解を得て、大学の個性を明確にしつつ発展していく上で評価できる。

## 基準 2 . 教育研究組織

### 【判定】

基準 2 を満たしている。

### 【判定理由】

基本的な教育研究組織は 3 学部、1 研究科という構成である。大学の使命・目的を達成するために、学部、大学院、附属機関の規模と構成は適切である。

異なる組織間での調整が必要な事項については、学長、副学長などから構成される大学運営委員会や学長、学部長などで構成される企画調整会議で審議をするなど、相互に関連性を適切に保つ配慮がなされている。

教養教育は、人文学部及び応用心理学部では独立した組織として「共通領域部」が担っている。これに対し、子ども学部では教養教育は総合教養科目として位置づけられており、その運営責任は教授会がもっている。教養教育の意義や課題についての全学的理解は大学運営委員会の場で図られている。このように教養教育推進のための組織上の措置がとられ、また運営上の責任体制も明確にされている。

大学運営委員会、教授会など、意思決定機関の組織は適切に整備され、教育課程の運用改善、学生ニーズにこたえる改革の推進など、全体として大学の使命・目的及び学習者の要求に対応しうる体制になっている。また、これらが定期的に行われていること、学長が 3 学部の企画調整会議、教授会に参加するなど、意思決定過程の適切化への努力がうかがえる。

## 基準 3 . 教育課程

### 【判定】

基準 3 を満たしている。

### 【判定理由】

建学の精神・大学の基本理念及び学生や社会のニーズに基づき学部や研究科ごとの教育目的・目標を設定し、学則などに定めている。また、教育目的の達成のために課程別の教育課程を体系的に編成し、教育課程の改革や評価方法の見直しを行うなど、教育目的を教育課程や教育方法に反映させる努力がなされている。

教育課程の編成方針に即して授業科目が開設され、学年暦に年間行事予定や授業期間が示されている。また、各学部の事情に合わせて GPA(Grade Point Average)制度、年次別履修科目の登録上限と進級・卒業・修了要件を適切に定め、適用している。教育・学習結果の評価を適切にしており、その評価の結果を有効に活用し、教育方法などの改善に役立てている。特に、人文学部と応用心理学部では学外研修、実習などの体験学習や地域との連携を重視した課程方法になっており、特色ある教育内容の展開と人材の育成が具体的に図られている。また、子ども学部においては、1 年次及び 3 年次に海外研修旅行を実施し、グローバルな視点から子どもを見つめる力をもった人材の育成に努めている。

#### 基準 4 . 学生

##### 【判定】

基準 4 を満たしている。

##### 【判定理由】

アドミッションポリシーは学部ごとに明確にされており、それに沿って、入学要件、入学試験などが適切に運営されている。

収容定員を充足していない学科があるが、現在、学部改組や新学科の開設などを含めた対策が進行中であり、今後も継続したなお一層の努力が求められる。

4 年間一貫したクラス担任制、オフィスアワー制度など学生の修学上の悩みや学習実態に対応する学習支援体制は整備され、適切に運営されている。また、各部局による学習支援に対する学生の意見のくみ上げが行われ、学習支援体制改善の努力がなされている。

学生に対する経済的支援、課外活動への支援、健康、心的支援、生活相談など学生サービスのための諸組織が整えられ、適切に機能している。

就職・進学支援は、必修科目を組んだ独自のキャリア教育、きめ細かな就職支援プログラムを展開するなど、学生のニーズと社会情勢の変化に対応して行われている。

学生生活実態調査や学生意識調査、卒業時の満足度アンケートなどを毎年実施して学生の状況の把握や意見のくみ上げに努めているなど、「ふれあいのあるキャンパスづくり」へ向けて継続した取組みが認められる。

#### 基準 5 . 教員

##### 【判定】

基準 5 を満たしている。

##### 【判定理由】

大学設置基準上の要件を上回る専任教員を擁し、教育課程を遂行するために手厚い配置となっている。年齢構成、専門分野、専任・兼任の比率など教員構成上のバランスもとれている。

教員の採用・昇任の方針は明確に示され、規程に基づいて適切に運用されている。また、採用・昇任に関する規程においては、教育指導能力及び研究能力に加えて、広義の教育力として、大学運営に貢献できる能力を評価の対象として加えるなど、時代の変化に対応した改善への努力がみられる。

教員の教育担当時間は、適切に配分されおり、資源配分や職員による教育支援活動などについて、配慮は行届いている。

FD(Faculty Development)については、学生の授業評価を含めこれまで定期的な取組みがなされており、今後の更なる改善活動が期待される。

研究費などの配分も適切であり、一律配分の教育研究費のほかに、学内の優れた研究・教育プログラムに対しては特別予算を配当し、教員の教育研究活動を活性化する仕組みを

設けている。

#### 基準 6 . 職員

##### 【判定】

基準 6 を満たしている。

##### 【判定理由】

職員の組織編制については、「事務組織規程」をはじめ諸基準に則り、部署の業務内容に応じて適切に配置されている。採用、昇任、異動については、基本規程として「職員任用内規」と共に「任用基準」が定められ、大学各部署の要望を反映した人事が行われており、人事方針の明確化が図られている。

職員研修は、階層別研修、業務別研修が適宜企画され、当該業務に対する課題を職員に発表させて他の職員間との共通理解を促す SD(Staff Development)も試行実施しており、職員資質向上への取組みがなされている。

各事務局の職員は、担当する学部、研究科、各機関の各種委員会に参加して教育研究支援に当たっている。事務局に対する学生の満足度調査を行い、「信頼される事務局」を目指したスローガン、行動指針を学生に公表して、学生が期待する水準のサービスが提供できるよう事務体制を整えている。

#### 基準 7 . 管理運営

##### 【判定】

基準 7 を満たしている。

##### 【判定理由】

大学の審議機関として大学運営委員会、企画調整会議、各学部教授会及び研究科委員会並びに専門委員会、管理運営では理事会、評議員会、各学校の運営管理者を招集して実施している部門合同会議を通じ、お互いに意思の疎通を図りながら管理部門と教学部門が連携している。大学の目的を達成するための管理運営体制が整備され、適切に機能している。その管理運営に係る役員の選考についても寄附行為、「東京成徳大学学長選考規程」及び「学部長選考規程」などに明確に定められている。

自己評価活動については、開学後 2 年に 1 回ずつ計 6 回「東京成徳大学年次報告書」「自己点検評価報告書」を作成しており、積極的な取組みがなされている。学内外への公表もホームページにおいて広く公開されており、学園教育研究改善委員会のもと適切に行われ、その結果が各学部・学科の運営に役立てる上で十分に反映されている。

#### 基準 8 . 財務

##### 【判定】

基準 8 を満たしている。

【判定理由】

財務状況については、人文学部などの一部定員未充足による収入減はあるものの、大学全体としては収入超過で推移しており、収支均衡を維持した運営がなされている。

予算編成、予算執行については、定められた手続きに則り適正に行われており、会計処理についても、学校法人会計基準に基づき適正に処理されている。

財務情報の公開については、学園広報誌、ホームページ上で広く公開され、利害関係者などに対する開示も適切に行われており、情報公開は十分に図られている。

外部資金の導入は、各種研究プロジェクトを立上げ、公的助成の対象となる教育研究事業や各種補助金への応募に積極的に取り組んでおり、教育研究を充実させるための外部資金導入に努めている。

基準 9 . 教育研究環境

【判定】

基準 9 を満たしている。

【判定理由】

教育研究環境については、各キャンパスともそれぞれの教育研究活動の目的を達成するために必要な校地・校舎、図書館、体育施設、マルチメディア教室、情報サービス施設などが適切に整備され、有効に活用されている。また、エレベータ、空調・給水・消防設備などの施設設備は、法令などに基づき定期的な点検・保守が行われている。築後年数を経た校舎では耐震調査を実施しており、老朽度や機能状況を考慮した上で、優先順位をつけて計画的に補修・整備が実施されている。

「学生生活実態調査」や「学生意識調査」などを通じて常に学生ニーズを把握しつつ、キャンパスを快適な教育研究環境として維持・改善するよう努めており、エレベータのない校舎では階段に手すりを設置するなど障害者支援策も進めている。これらを反映して、アンケート結果では施設の整備状況に関する学生満足度が上昇している。

基準 10 . 社会連携

【判定】

基準 10 を満たしている。

【判定理由】

地元自治体と連携した公開講座の継続開催をはじめとして、心理・福祉相談室による地域住民への相談サービス、中学生に対する学習サポート活動、スポーツ活動支援と施設開放あるいは大学院「心理・教育相談センター」での外部相談者の受入れなど、大学の持つ物的・人的資源を地域社会に提供する努力がなされており、学部・学科の特色を生かした



社会連携活動として外部からの評価も得ている。

他大学との関係では、放送大学、県内の私立大学・短大あるいは海外提携校と連携して単位互換制度や海外留学生制度を設けるなど種々の取組みを行っている。ただし、実際の参加学生数に伸び悩み傾向が見られる。

地域社会との関わりについては、房総地域文化研究プロジェクトの実施や市立郷土博物館との共同企画の運営、「おにいさん・おねえさん子ども電話相談」への参画など、さまざまなレベルでの学生参加の活動を通じて、多方面にわたり大学と地域社会との協力関係が構築されている。

#### 【優れた点】

- ・大学が持つ多様な資源を学外でも有効に活用すべく、それぞれの学部・学科の特性を生かして、地元自治体などと連携しながら「心理・福祉相談室」「中学生に対する学習サポート活動」などの多様な事業を積極的かつ継続的に展開・実践している点は、特色ある社会連携活動として高く評価できる。
- ・地域に密着したテーマでの研究プロジェクトの展開、学生ボランティアが市から正式の相談員委嘱を受ける「おにいさん・おねえさん子ども電話相談」あるいは中学生に対する学習サポート活動など、一方通行でなく大学と行政・地元住民が相互参画するプログラムを通じて、地域社会と良好な協力関係が構築されていることは高く評価できる。

#### 基準 11 . 社会的責務

##### 【判定】

基準 11 を満たしている。

##### 【判定理由】

組織倫理に関しては、個人情報保護、情報システム管理、セクシュアルハラスメント防止、研究費の適正管理などに係る規程のほか、公益通報者保護規程や学園としての環境方針の制定など、社会的機関として必要な諸規程が整備されており、それぞれ規程に基づいて適正な運営が行われている。

危機管理においては、「防災訓練マニュアル」を作成して訓練を実施するなど災害への備えを行っているほか、不測の事態などさまざまな危機発生時の対応責任者や連絡網を個々に定め、学内の危機管理体制の整備に努めている。

教育研究活動の成果を「研究紀要」「研究年報」として定期的に発行しているほか、リニューアルしたホームページや大学案内を通じて広く学内外に広報することが検討されている。